

令和 6 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
6 4	綾瀬市行政組織条例の一部を改正する条例	3
6 5	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	6
6 6	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	1 0
6 7	綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例を廃止する条例	1 1
6 8	工事請負契約の締結について（令和 6 年度綾瀬市庁舎屋上防水外壁等改修工事）	1 3
6 9	工事請負契約の締結について（令和 6 年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事）	1 4
7 0	工事請負契約の締結について（令和 6 年度光綾公園南側整備工事）	1 5
7 1	工事請負契約の締結について（令和 6 年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事）	1 6
7 2	指定管理者の指定について（綾瀬市深谷大上ふれあいの家）	1 7
7 3	指定管理者の指定について（綾瀬市文化会館、綾瀬市立公民館及び綾瀬市コミュニティセンター）	1 8
7 4	指定管理者の指定について（綾瀬市こどもドリームプレイウッズ）	1 9
7 5	市道路線の廃止について（R 1 9 1）	2 0
7 6	市道路線の認定について（R 1 9 1－1）	2 1
7 7	市道路線の認定について（R 3－6）	2 2
7 8	市道路線の認定について（R 2 7 8－6）	2 3
7 9	市道路線の認定について（R 2 9 2－2）	2 4
8 0	市道路線の認定について（R 3 7 5－2）	2 5
8 1	市道路線の認定について（R 3 7 5－3）	2 6
8 2	専決処分の承認について（令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 7 号））	別 冊
8 3	専決処分の承認について（令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 8 号））	別 冊
8 4	令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 9 号）	別 冊

綾瀬市行政組織条例の一部を改正する条例

綾瀬市行政組織条例（昭和60年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条各号を次のように改める。

(1) 市長室

- ア 秘書に関する事。
- イ 褒賞及び表彰に関する事。
- ウ 広報に関する事。
- エ 危機管理、防災及び防犯に関する事。
- オ 基地の対策及び活用に関する事。
- カ 情報化に関する事。

(2) 経営企画部

- ア 行政施策の企画、調整及び調査に関する事。
- イ 行政組織及び行政経営に関する事。
- ウ 財政に関する事。
- エ 議会、文書、法制、統計、情報公開及び個人情報保護に関する事。
- オ 公共施設マネジメントに関する事。

(3) 総務部

- ア 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事。
- イ 財産管理に関する事。
- ウ 契約及び検査に関する事。
- エ 税務に関する事。

(4) 福祉部

- ア 社会福祉に関する事（健康子ども部が所管するものを除く。）。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事。

(5) 市民環境部

- ア 市民活動に関する事。

- イ 交通安全に関する事。
- ウ 男女共同参画社会及び友好親善に関する事。
- エ 多文化共生に関する事。
- オ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- カ 広聴及び市民相談に関する事。
- キ 環境の保全及び清掃に関する事。
- ク 生涯学習に関する事。
- ケ 文化、芸術及び市史に関する事。

(6) 健康こども部

- ア 児童に関する事。
- イ 青少年に関する事。
- ウ 保健衛生に関する事。
- エ スポーツに関する事。

(7) 産業振興部

- ア 商業及び観光に関する事。
- イ 工業及び企業誘致に関する事。
- ウ 農業に関する事。
- エ 中心市街地の活性化に関する事。

(8) 都市部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 開発指導に関する事。
- ウ 市街地整備に関する事。
- エ 土地区画整理事業に関する事。
- オ 地域の公共交通に関する事。
- カ 建築に関する事。
- キ 公園及び緑地に関する事。

(9) 土木部

- ア 道路に関する事。
- イ 公共用地に関する事。
- ウ 下水道に関する事。

エ 河川に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

行政組織の見直しを図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 綾瀬市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年綾瀬町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 綾瀬市職員の退職手当に関する条例（昭和60年綾瀬市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 綾瀬市行政不服審査会条例（平成28年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 綾瀬市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年綾瀬市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第8条 綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年綾瀬市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(綾瀬市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第9条 綾瀬市議会の個人情報保護に関する条例(令和4年綾瀬市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例による

こととされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正等に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の綾瀬市職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに綾瀬市職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年綾瀬市条例第5号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる退職手当に係る同条例による改正前の綾瀬市職員の退職手当に関する条例第16条の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

(提案理由)

刑法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 7分の6

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例を廃止する条例

綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例（平成14年綾瀬市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けて行われている埋立て等に係る旧条例第3条から第18条までの規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした旧条例第17条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令（旧条例第5条第1項の許可を受けずに埋立て等が行われた場合にするものを除く。）に係る旧条例第15条、第16条及び第17条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした旧条例第10条第3項、第13条第2項及び第14条第2項の規定による命令並びに旧条例第17条第1項の規定による命令（旧条例第5条第1項の許可を受けずに埋立て等が行われた場合にするものに限る。）に係る旧条例第15条、第16条及び第17条第3項の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 附則第2項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等又は命令に係る土砂埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の許可（同法第15条第2項又は第34条第2項の規定によりこれらの許可を受けたものとみなされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）がされたときは、

当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、附則第2項から前項までの規定は、適用しない。

6 附則第2項から第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等又は命令に係る土砂埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域のうち当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項から第4項までの規定は、適用しない。

7 この条例の施行前にした行為及び附則第2項から第4項までの規定によりなお従前の例によることとされるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

（提案理由）

宅地造成等規制法の改正に伴い、綾瀬市土砂等の適正処理に関する条例を廃止いたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和6年度綾瀬市庁舎屋上防水外壁等改修工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県藤沢市円行1丁目14番地の11
株式会社堀本工務店
代表取締役 堀本 哲理
- 2 請負契約金額 638,875,600円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市早川550番地地内
令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年度綾瀬市庁舎屋上防水外壁等改修工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事の請負契約を次のとおり締結します。

1 請負契約者 井上・三六特別共同企業体

代表構成員

神奈川県海老名市大谷北4丁目3番29号

井上電気株式会社

代表取締役 可兒 克利

2 請負契約金額 293,682,400円

3 契約の方法 一般競争入札

4 履行場所 綾瀬市早川550番地地内

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和6年度光綾公園南側整備工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目6番25号
時田建設株式会社
代表取締役 時田 大介
- 2 請負契約金額 196,535,900円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷上4丁目地内
令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年度光綾公園南側整備工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県高座郡寒川町田端1177番地
株式会社勝栄工業
代表取締役 中内 靖修
- 2 請負契約金額 161,211,600円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市綾西1丁目2番1号地内
令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市深谷大上ふれあいの家
 - (2) 所在地 綾瀬市大上8丁目23番35号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 大上地区社会福祉協議会
 - (2) 代表者 会長 野々村 和夫
 - (3) 所在地 綾瀬市大上9丁目24番21号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市深谷大上ふれあいを家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	所在地
綾瀬市文化会館	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
綾瀬市立中央公民館	
綾瀬市立中央公民館中村地区センター	綾瀬市深谷中5丁目16番43号
綾瀬市立中央公民館吉岡地区センター	綾瀬市吉岡2316番地
綾瀬市立中央公民館綾南地区センター	綾瀬市上土棚中1丁目10番11号
綾瀬市立寺尾いずみ会館	綾瀬市寺尾台3丁目6番25号
綾瀬市立南部ふれあい会館	綾瀬市上土棚南1丁目5番10号

2 指定管理者の名称及び所在地

- (1) 名 称 K P B ・ オーエンスグループ
- (2) 代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市文化会館、綾瀬市立公民館及び綾瀬市コミュニティセンターの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 綾瀬市こどもドリームプレイウッズ

(2) 所在地 綾瀬市深谷中7丁目3071番地

2 指定管理者の名称及び所在地

(1) 名 称 NPO法人ドリームプレイウッズ

(2) 代表者 理事長 澁谷 敏夫

(3) 所在地 綾瀬市深谷中7丁目3071番地

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市こどもドリームプレイウッズの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 191号線	寺尾台三丁目 2050番地先	寺尾台三丁目 2039番地先	142.6	1.8 ～4.0	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 191-1号線	寺尾台三丁目 2062番2地先	寺尾台三丁目 2042番地先	130.0	2.7 ～4.0	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 3-6号線	小園字稻荷谷 1492番10地先	小園字稻荷谷 1492番5地先	41.8	4.5 ～4.6	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 278-6号線	寺尾本町三丁目 744番2地先	寺尾本町三丁目 744番44地先	35.2	4.5	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 292-2号線	寺尾本町一丁目 1012番2地先	寺尾本町一丁目 1012番3地先	109.5	6.0	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 375-2号線	小園字南原 313番1地先	小園字南原 315番1地先	75.4	6.0	

令和6年11月27日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 375-3号線	小園字南原 343番2地先	小園字南原 343番14地先	65.6	4.5 ～4.9	

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。